

国の出先機関の見直しに関する中間報告（平成20年8月1日）（抄）

2 事務・権限の仕分け

今後、国の出先機関の事務・権限の地方移譲や廃止などの具体的な検討を行うため、第1次勧告で示した事務・権限の仕分けの考え方を以下のとおり具体化するとともに、あわせて事務・権限の地方移譲にあたり必要となる措置について検討する。

（1）事務・権限の仕分けの考え方の具体化

① 事務・権限の廃止・民営化等の検討

現在、政府では、徹底的な無駄の排除に向けた集中点検等の取組みが行われている。昔から整理されず引き続いて行われているような政策を思い切って見直すことにより、国の出先機関の事務・権限のさらなる廃止・民営化等を検討する。

特に、現在、国の出先機関において実施している事務等のうち、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であっても、国が自ら主体となって直接に実施する必要がないと考えられるものについては、独立行政法人化の可能性についても検討すべきである。その際、特に、相当規模の実施体制を持っている場合や、関連の深い事務や同種類似の事務等を行う独立行政法人が既に存する場合等については、積極的に検討を行うべきである。

② 第1次勧告で取り上げた分野の取扱い

第1次勧告の「重点行政分野の抜本的見直し」において取り上げた内容に係る事務・権限については、勧告の内容を踏まえつつ、仕分けを行う。ただし、今回の国の出先機関の見直しの過程において、他の類似又は関連する事務・権限の仕分けの検討に合わせ、さらなる検討を加えることはあり得る。

直轄国道や一級河川の直轄区間については、第1次勧告の「重点行政分野の抜本的見直し」において、国から地方に移管する方針と移管の範囲を既に明らかにした。また、個別の移管対象については、「関係地方自治体との調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る」（第1次勧告）こととしており、移管対象の具体的な量的規模は、この調整により確定していくことになる。その結果として地方に移管されるものの「ボリューム感」は、関連する出先機関の組織のあり方について検討する際の重要な要素でもある。第1次勧告の内容の実現に向けて、委員会として、引き続き国と関係地方自治体の双方に強く要請するとともに、必要に応じ自らもさらなる検討を行う。

なお、道路・河川の具体的な移管に関する国と関係地方自治体との調整においては、地方自治体の意欲を高め信頼感を持って協議を進めることができるよう、移管に伴い必要となる人員及び財源の確保について明確な考え方を速やかに示すことを政府に求めたい。また、移管について関係地方自治体の積極的な姿勢を期待する。

③ 地方移譲の対象となる「地方自治体による総合行政の確立等に資するもの」の考え方の具体化

「国専担型」の事務・権限についても、「地方自治体による総合行政の確立等に資するもの」は、必要に応じて事務処理等の基準を定め、あるいは法定受託事務とすること等により、地方自治体に移譲することを検討する。特に、地方自治体が独自に行わざるを得ない施策に関連するものは、地方自治体への移譲を積極的に検討する。

その際、それによって地方自治体や地域住民にどのようなメリット（又はデメリット）が生じるのか、例えば次のような観点（注）を総合的に勘案して検討した上で、仕分けを判断すべきである。

（注）これらの観点は、特に、「国専担型」の事務・権限の場合に検討する必要があるが、性質上それに限られるものではない。

ア 地方自治体による総合行政の確立

移譲される事務・権限とともに関連する地方自治体独自の施策をあわせて実施することで、地方自治体の総合的な行政の展開に資することとなるか。

イ 地方自治体の自主性・自立性の発揮

移譲される事務・権限の遂行にあたり、地域の実情等に応じた創意工夫を発揮し得ることとなるか。

ウ 住民の利便性の向上

窓口がより住民に身近になり、関連の諸手続の窓口が一元化されることで、地域住民の利便性等の向上が見込まれるか。

エ 国と地方を通じた行政の簡素化・効率化

移譲される事務・権限を地方自治体が遂行する方が、組織・人員や事務手続等の面で国と地方を通じた行政の簡素化・効率化にも資するか。

④ 多くの機関に共通する事務・権限の仕分けの方向

i) 国庫補助負担金に関する事務

手続の簡素化を進めるとともに、出先機関の役割が本府省と交付先との間の経路的な機能にとどまっている場合をはじめとして、本省で直接実施することも検討すべきである（国庫補助負担金を含む税財政の問題については後述する）。

ii) 広報啓発・相談等に関する事務

許認可・監督等、他の分類の特定の事務・権限との関連で実施されていると整理できるものについては、関連する事務・権限の取扱いとあわせて仕分けを検討すべきである。

それ以外のものについては、地方に一元化することを基本として、国の役割を限定するとともに、本省で直接実施することを検討すべきである。

なお、消費者行政に関する相談事務については、地方の消費生活センター等を一元的な消費者相談窓口と位置付けるとの消費者行政推進会議取りまとめの考え方を踏まえて検討すべきである。

iii) 国家試験等の実施に関する事務

国家試験等の実施の事務については、地方自治体が担っているものも一部あるが、現在、国の出先機関で行われている国家試験等の実施事務は、主に試験会場の確保、試験申込の受付、受験票の交付、試験の監督等の試験実施の庶務的な事務であり、その性格上むしろ市場化テストになじむものが多いと考えられることから、その方向を基本として仕分けを検討すべきである。

iv) 統計調査の実施に関する事務

指定統計を含む国の統計調査は、法定受託事務として地方自治体により実施されているものが多いという実態がある。現在国の出先機関が行っている指定統計を含む国の統計調査の実施事務（注）については、その地方への移譲を進めるべきであるが、その前に、むしろ民間委託の拡大等により業務のスリム化を進めるとともに、出先機関を経由せずに本省で直接対応することによる効率化も含めて検討すべきである。

また、国の出先機関において相当規模の実施体制をもって実施している統計調査については、独立行政法人化の可能性も検討すべきである。

（注）現在、内閣府の統計委員会において、「公的統計の整備に関する基本的な計画」の策定等に向けた審議が進められているところであり、その審議状況を注視する。

(2) 事務・権限の地方移譲にあたり必要となる措置

① 都道府県域を越える広域的な事案に係る規制権限

従来、都道府県域をまたぐ広域的な事業者や事業活動等に対する許認可・監督等の権限は、主に国がこれを担ってきたが、そのうち特に報告徴収、立入検査等の権限については、域外事業者等に対する都道府県の権限を法令解釈上明確にし、あるいは法令改正によってこれを都道府県に付与することなどにより、都道府県が中心となって対応する仕組みに改めるなど、都道府県の広域的な役割の拡大を検討すべきである。

なお、広域的な事業者等の許認可等の権限を国が担う一方、これに対する立入検査等の権限を主に都道府県が担うこととなる場合にあっては、都道府県が必要と判断する場合に国に対して許認可の取消し等の措置要求をすることができる仕組みを講ずることを積極的に検討すべきである。

② 災害等の緊急時に機動的に対応できる仕組みの検討

各府省が出先機関の見直しを困難とする論拠として、大規模災害の発生など緊急時に

国の役割を的確に果たすためには、各地域に一定の規模と能力を備えた現地機関を設置しておく必要があるとの主張が繰り返されている。

この点については、例えば、本府省に、緊急事態への対応機能を集約した遊軍的な組織を設け、これが中核となって都道府県等の関係機関との連携・協力を図りつつ機動的に対応するなどの仕組みを導入することにより、機動的かつ効率的な緊急対応体制を整備することが可能と考える。災害発生時等の緊急対応の必要性をもって現在の国の出先機関の組織や規模を恒常的に置く必要性を説明することは難しい。地方分権改革の実現が政府の方針である以上、関係府省は、むしろ地方分権改革後の新たな災害対応等の緊急事態対応の体制をどう組み立てるかを検討すべきである。

3 組織の見直しの方向

(1) 組織の見直しの基本的考え方

委員会では、第1次勧告で明らかにした仕分けの考え方及びそれを具体化した上記2の考え方に基づく国の出先機関の事務・権限の仕分けについて、各府省の見解を求めた上で整理を行い、これを基に、その組織のあり方について検討する。国の出先機関については、委員会の審議を通じて、民主的なガバナンスの不足等の問題が明らかになっており、この観点からも、組織を抜本的に見直すことが必要である。

仕分けによる整理の結果、ほとんどの事務・権限を出先機関の事務・権限として存続させることとなる場合であって、かつ、当該組織を存続させても、関係府省による二重行政の弊害や新たな拡大をもたらすことがないと考えられるものについては、現行組織の存続を基本として検討する。

社会経済情勢等の変化により業務の意義が薄くなってきているものや、既往の政府方針において、独立行政法人化により主要な事務・権限が廃止される予定となっているものなどについては、国と地方の役割分担の議論を行うまでもなく、行政の簡素・効率化等の観点から、現行組織の廃止を検討する。

国の出先機関のうち、重複型、分担型及び関与型の事務・権限や、地方自治体が独自に行わざるを得ない施策に関連する国専担型の事務・権限が多くを占めるものについては、国と地方自治体の二重行政の問題を解消する観点から、その組織のあり方について、原則として、現行組織の存続を前提とせず抜本的な見直しを検討する。

(2) 個別機関の廃止統合の検討

(1)の基本的考え方を踏まえ、個別の出先機関の廃止統合について、次のような方向で検討する。

① 行政の簡素・効率化等の観点から組織の廃止を検討するもの

業務の縮小や独立行政法人化などにより、存続の意義が失われている出先機関については、国と地方の役割分担の議論を行うまでもなく、行政の簡素・効率化等の観点から、現行組織の廃止を検討する。

② 二重行政の問題を解消する観点から組織の見直しを検討するもの

i) 出先機関の事務・権限がなくなるもの

仕分けによる整理の結果、国の出先機関の事務・権限として存続するものがなくなる場合は、当該出先機関を完全に廃止することを検討する。

ii) 一部の事務・権限を存続させることとなるもの

一部の事務・権限を国の出先機関の事務・権限として存続させることとなる場合に、これらの事務・権限を担う組織が二重行政の弊害や新たな拡大をもたらすことのないよう、例えば、以下の方針に沿って廃止・整理を検討する。

ア 同一府省内に、専ら国が本来担うべき事務を行う他の出先機関が存在している場合は、当該機関に事務・権限を吸収

イ アに当てはまらない場合は、府省を超えた総合的な出先機関への事務・権限の集約化

なお、二重行政の問題を解消する観点から見直しが必要な出先機関のうち、現在、都道府県単位の機関が置かれているものについては、ブロック単位機関（総合的な出

先機関を含む。)への統合についてあわせて検討する。

(3) 一部の事務・権限を存続させる場合の組織のあり方の検討

上記(2)の②のii)の例示のケースについては、以下のような考え方で検討する。

① 同一府省内に存在する専ら国が本来担うべき事務を行う他の出先機関への事務・権限の吸収の検討

仕分けによる整理の結果国の出先機関の事務・権限として存続させることとなるものについて、同一府省内の、専ら国が本来担うべき事務を行う他の出先機関(今回の見直しの結果、専ら国が本来担うべき事務を行うこととなる出先機関を含む。)の所掌事務等に親和性がある場合には、当該機関への事務・権限の吸収を検討する。

なお、同一機関の存続業務であっても、個々の事務・権限の性質等によって、この吸収の対象となるものと、総合的な出先機関への集約の対象となるものとに分離されるケースもあり得る。

② 府省を超えた総合的な出先機関への事務・権限の集約化の検討

二重行政の問題を解消する観点から見直しが必要な出先機関のうち、一部の事務・権限を出先機関の事務として存続させるものについて、ii)のア)に当てはまらない場合は、総合的な出先機関への集約化を選択肢の一つとして検討する。総合的な出先機関は、行政の簡素・効率化、縦割り行政の弊害の是正にも資する。その際、例えば、各府省の相互に関連する事務・権限を担う組織の統合を図るなど、総合化によるメリットが期待される組織のあり方を検討する。

現在、総合的な出先機関として内閣府に沖縄総合事務局が設置されているが、この組織や機能を検証し、地方自治体への徹底した事務移譲等によるスリム化や地域住民によるガバナンスの強化等を行った、いわば「分権化された総合事務局」として、ブロック単位の総合的な出先機関の設置について検討する。

総合的な出先機関について具体的に検討する際には、管轄区域や本局の設置場所等について、施策の効率的な実施等の観点や地域の実情等を踏まえ、地方団体等と十分に調整し、柔軟に対応することが必要である。

また、当該機関が設置される府省と、統合される各部門の関係大臣の指揮監督関係について整理することが必要となると考えられる。

③ 都道府県単位機関のブロック化の検討

上記2のような方針で事務・権限の仕分けを行った場合、国の出先機関で引き続き担うべき事務・権限として残るものは、広域的な調整事務など、都道府県単位で実施する必然性に乏しいものが多数となるのではないかと想定される。交通機関や情報通信手段の発達等を踏まえれば、こうした事務・権限については、より管轄区域が広い機関への統合は可能であると考えられる。

このため、二重行政の問題を解消する観点から見直しが必要な出先機関のうち、現在、都道府県単位の機関が置かれているものについては、ブロック単位機関(総合的な出先機関を含む。)への統合について検討する。

④ 二重行政の弊害是正方策

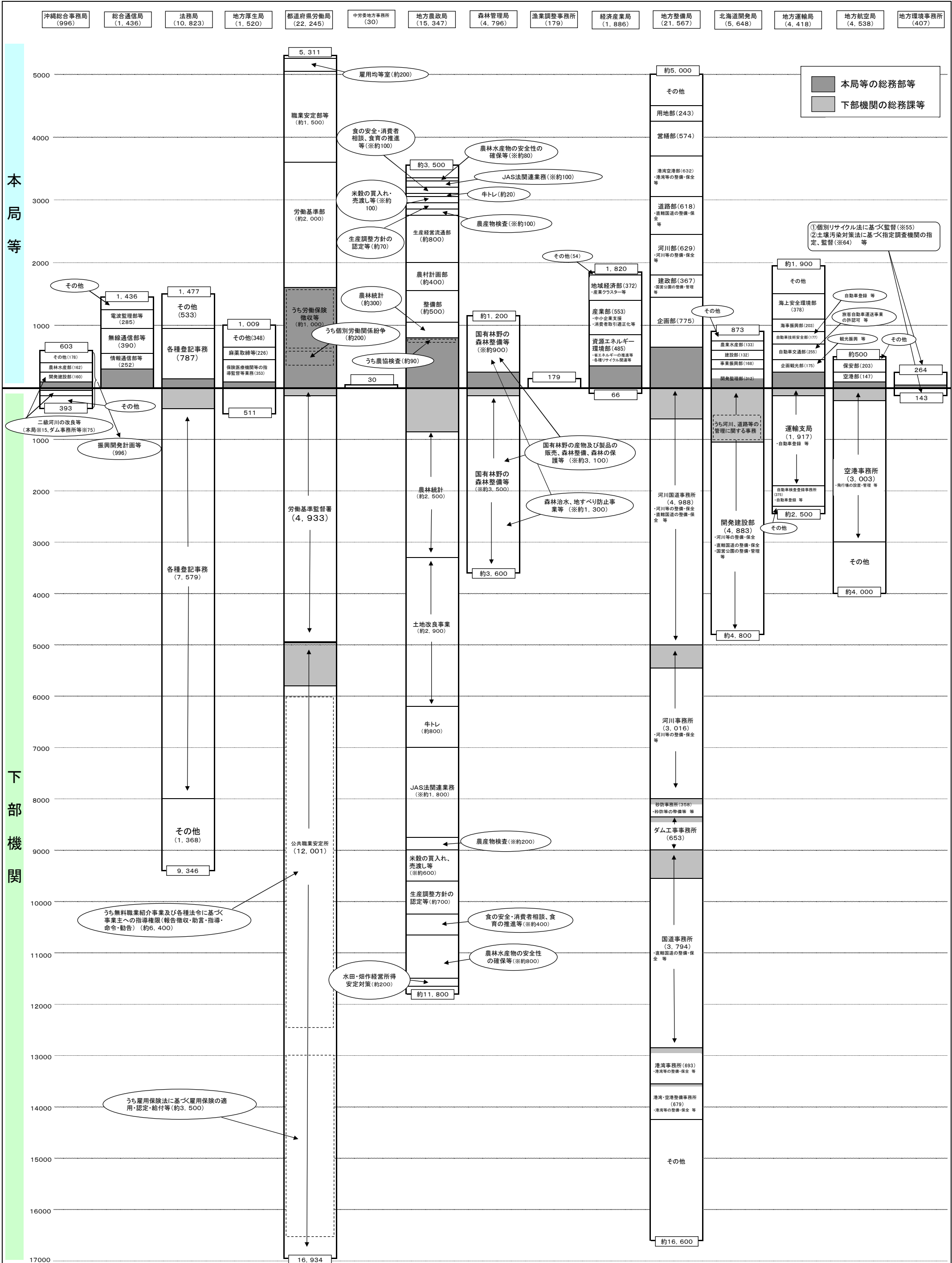
存続する国の出先機関が、関係府省による二重行政の弊害や新たな拡大をもたらすこととならないようにすることが重要である。地域住民や地方議会などの監視によるガバナンスの強化や、地域の声を施策に反映させるためにも、管轄区域内の都道府県等関係自治体による協議会を設けるなどの仕組み等について検討する。

国の行政機関の定員の主な内訳(平成20年度末)

32.4万人																						
内部部局	施設等機関	特別の機関	地方支分部局																			
4.0万人	4.2万人	3.5万人	20.7万人																			
	刑務所、がんセンター等	自衛隊(非自衛官)、 在外公館等 検察庁、	国税局、 税務署	都道府県労働局(労基署、 安定所)	地方整備局	地方農政局(食糧、 農林統計等)	地方社会保険事務局・ 社会保険事務所	管区海上保安本部	法務局(登記等)	税関	北海道開発局	森林管理局	財務局	地方航空局	管区警察局	地方運輸局	管区气象台	地方入国管理局	地方防衛局	経済産業局	地方厚生局	その他
			5.5万人	2.2万人	2.2万人	1.5万人	1.3万人	1.1	1.1	0.9	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2	0.2	0.8

国の出先機関(15系統)の总局・下部機関別分布表(平成20年度末定員ベース) **未定稿(事務局試算)**

第67回委員会提出資料
(平成20年11月26日)



(注1) 総合通信局における本局等の部の数値は、平成20年10月1日時点の現在員数である。
 (注2) 都道府県労働局における本局等の部の数値は、平成20年度末定員を「地方支分部局の組織・予算等の概況」(平成19年10月10日地方分権改革推進委員会事務局)に記載された平成19年7月1日時点の現在員数の比率により按分して求めたものである。
 (注3) 公共職業安定所に記載されたそれぞれの業務にかかる数値は、「地方支分部局の組織・予算等の概況」に記載された当該業務を担当すると思われる平成19年7月1日時点の現在員数に、平成20年度末定員と地方支分部局の組織・予算等の概況に記載された平成19年7月1日時点の現在員数の比を掛けて求めたものである。
 (注4) 地方農政局、森林管理局における本局等及び下部機関別の合計値は、平成20年度末定員を「地方支分部局の組織・予算等の概況」に記載された平成19年7月1日時点の現在員数の比率により按分して求めたものである。
 (注5) 地方農政局の業務別の数値は、平成20年度のポスト数から算出した数値である。森林管理局の業務別の数値は、業務量等を助成して算出した数値である。
 (注6) 地方整備局、北海道開発局、地方運輸局及び地方航空局における本局等及び下部機関別の合計値は、平成20年度末定員を「地方支分部局の組織・予算等の概況」に記載された平成19年7月1日時点の現在員数の比率により按分して求めたものである。
 (注7) 地方整備局、北海道開発局、地方運輸局及び地方航空局における本局等の部及び下部機関別の数値は、平成19年7月1日時点の現在員数である。
 (注8) ※を付しているものは、その内数であることを示す。

平成20年12月5日
記者レク資料

事務・権限の仕分けの区分ごとの事項数
【第2次勧告（案）別紙（4（1）関係）補足説明資料】

機関名		事務・権限		仕分け (※2)				④
				見直し (※3)			④	
				①	②	③		
内閣府	沖縄総合事務局	18	14	11	4	11	0	3
総務省	総合通信局、沖縄総合通信事務所	24	19	0	0	0	0	19
法務省	法務局	13	12	2	2	0	0	10
厚生労働省	地方厚生局	39	36	6	2	4	0	30
	都道府県労働局	22	15	5	3	2	0	10
	中央労働委員会地方事務所	1	1	1	0	0	1	0
農林水産省	地方農政局、北海道農政事務所	48	28	14	9	6	0	14
	林野庁森林管理局	15	10	5	3	2	0	5
	水産庁漁業調整事務所	6	5	0	0	0	0	5
経済産業省	経済産業局	43	34	11	6	6	0	23
国土交通省	地方整備局	46	37	21	4	17	0	16
	北海道開発局	57	44	26	4	22	0	18
	地方運輸局	30	25	8	7	1	0	17
	地方航空局	15	13	1	1	0	0	12
環境省	地方環境事務所	31	28	5	2	3	0	23
合 計		408	321	116	47	74	1	205
		-	(100%)	(36%)	(15%)	(23%)	(0%)	(64%)
【参考】各府省見解（20年9月16日）（※4）		408	321	45	17	27	4	259
		-	(100%)	(14%)	(5%)	(8%)	(1%)	(81%)

※1 各機関共通の内部管理事務（27事項）、補助金関連業務（57事項）、沖縄総合事務局のうち15系統の出先機関以外の機関との共通事務（3事項）については、検討対象外としている。

※2 仕分けの類型は次のとおりとしている。

①：廃止・縮小その他の見直し（市場化テスト、独法化等を含む。）

②：地方への移譲その他国と地方の役割分担の見直し

③：本府省等への移管

④：今回、見直しの対象としていないもの

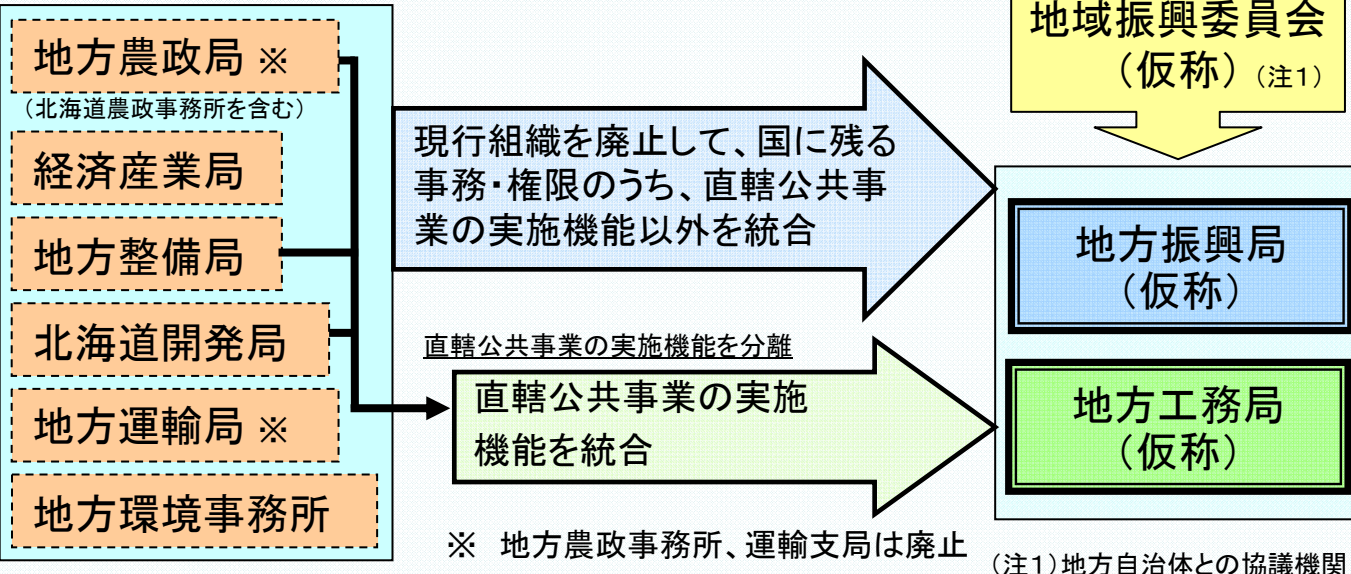
※3 ①～③の複数の仕分けに重複計上している事務・権限があるため、合計は一致しない。

※4 321事項のうち、第1次勧告関係事項等の17事項については区分不能と整理していたことから、①～④のいずれにも含まれていない。

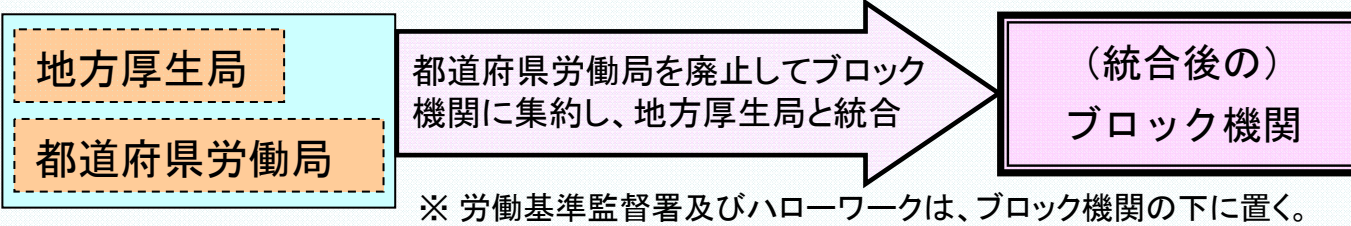
（本資料は事務局の責任により作成したもの）

組織改革の方向性(イメージ)

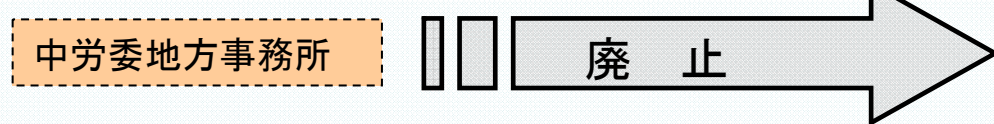
i) 府省を超えた総合的な出先機関への統廃合を行うもの



ii) 同一府省における出先機関の統廃合を行うもの



iii) 組織を廃止するもの



iv) 現行の組織を残すもの



(注2) 既定方針に沿った独立行政法人化後に国に残る事務・権限を担う組織を残す。

廃

止

存

続

道路に関する抽出区間の状況

区 分	①同一都府県内に起 終点がある区間	②バイパス(同一国 道路線の指定区間が 並行しているもの)の 現道区間	③その一部が都府県 等管理となっている 路線の区間	左記①～③の合計 (重複なし)	直轄管理全体	④人口30万人未満の 都市及びそれを連絡 している指定区間	⑤整備が概成し た道路	
路線数(区間数)	41路線(43区間)	79路線(198区間)	26路線(31区間)	110路線	—	73路線	?	
道路延長(割合)	1,797km(8.4%)	1,639km(7.6%)	1,261km(5.9%)	3,799km(17.7%)	21,500km(100.0%)	?	?	
H19事業費(精算)	1,310億円	629億円	1,415億円	2,706億円	19,734億円	?	?	
	(うち改築等)	(1,071億円)	(426億円)	(1,208億円)	(2,182億円)	(16,741億円)	?	?
	(うち維持管理費)	(240億円)	(203億円)	(207億円)	(523億円)	(2,993億円)	?	?
人 員	道路延長按分	622人	562人	437人	1,310人	7,400人 (注2)	?	?
	H19事業費按分	488人	237人	533人	1,014人		?	?

(注1) 路線数(区間数)、道路延長(割合)及びH19事業費(精算)については、第62回委員会(20.10.21)における国土交通省提出資料をもとに作成。

(注2) 人員については、平成19年7月1日時点の現在員数により以下の考え方に基づき算出。

- ①地方整備局関係(地方整備局道路部(直轄と補助の割合を1/2と仮定しその人員を算出)、河川国道事務所の担当課(道路、河川の担当が明確に区分できないものは地方整備局道路部及び河川部の現在員数の比率により按分)及び国道事務所等の合計値)
- ②北海道開発局関係(北海道開発局建設部道路計画課、道路建設課及び道路維持課、開発建設部道路関係課及び道路事務所の合計値)
- ③沖縄総合事務局関係(沖縄総合事務局開発建設部道路建設課、道路維持課及び国道事務所の合計値)

①～③の合計

【財源移転必要額】

整備費 1,455億円
維持管理費 288億円
合計 1,742億円

直轄国道全体

【財源移転必要額】

整備費 11,161億円
維持管理費 1,646億円
合計 12,807億円

道路に関する人員の考え方

道路

地方整備局	道路部		618
	河川国道事務所	用地課	181
		工務課	332
		調査課	255
		道路管理課	423
		交通対策課	55
		※(用地課、工務課、調査課の河川・道路共通部分のうち道路部分)	115
		道路関係出張所	547
	国道事務所等		3,875
合 計			6,401

直轄、補助をそれぞれ1/2と仮定

直轄309人

補助309人

5,783人

計6,092人

(注1) 平成19年7月1日時点の現在員数により算出。

(注2) ※部分は地方整備局河川部及び道路部の現在員数の比率により按分。

北海道開発局	建設部	道路計画課、道路建設課、道路維持課	58
	開発建設部	道路課等関係課	247
	道路事務所		882
合 計			1,187

(注1) 平成19年7月1日時点の現在員数により算出。

沖縄総合事務局	開発建設部	道路建設課、道路維持課	24
	国道事務所		100
合 計			124

(注1) 平成19年7月1日時点の現在員数により算出。

$$6,092人 + 1,187人 + 124人 = 7,403人 \approx 7,400人$$

河川に関する抽出区間の状況

区 分	①一級河川のうち、一の都道府県内で完結する河川	②一級河川のうち、概ね一の都道府県内で完結する河川	左記①、②の合計	③一級河川のうち、複数の都府県にまたがる河川	①～③の合計
水系数	53	12	65	44	109
指定区間外(直轄区間)延長(割合)	4,039km(38%)	847km(8%)	4,886km(46%)	5,694km(54%)	10,581km(100%)
指定区間延長(割合)	19,466km(25%)	6,861km(9%)	26,327km(34%)	50,656km(66%)	76,983km(100%)
河川延長計(割合)	23,505km(27%)	7,709km(9%)	31,213km(36%)	56,350km(64%)	87,564km(100%)
幹川流路延長(割合)	4,447km(38%)	1,159km(10%)	5,606km(48%)	6,145km(52%)	11,751km(100%)
H19年度事業費(精算)	2,923億円	717億円	3,641億円	5,920億円	9,561億円
	(うち整備費)	(2,297億円)	(557億円)	(2,855億円)	(4,645億円)
	(うち維持管理費)	(626億円)	(160億円)	(786億円)	(1,275億円)
人 員	直轄区間延長按分	2,774人	584人	3,358人	7,300人 (注3)
	H19事業費按分	2,234人	548人	2,782人	

(注1) 水系数、指定区間外(直轄区間)延長(割合)、河川延長計(割合)及び幹川流路延長(割合)については、第47回委員会(20.5.15)における事務局作成資料をもとに作成。

(注2) H19年度事業費については、第54回委員会(20.7.25)における国土交通省提出資料をもとに作成。

(注3) 人員については、平成19年7月1日時点の現在員数により以下の考え方にに基づき算出。

①地方整備局関係(地方整備局河川部(直轄と補助の割合を1/2と仮定しその人員を算出)、河川国道事務所の担当課(道路、河川の担当が明確に区分できないものは地方整備局道路部及び河川部の現在員数の比率により按分)、河川事務所等及びダム関係事務所等の合計値)

②北海道開発局関係(北海道開発局建設部河川計画課、河川工事課及び河川管理課、開発建設部管理課、治水課等関係課、河川事務所及びダム管理所等の合計値)

河川に関する人員の考え方

河川

地方整備局	河川部		629
	河川国道事務所	用地課	132
		工務課	258
		調査課	267
		河川管理課	241
		河川占用調整課	34
		河川環境課	6
		※(用地課、工務課、調査課の河川・道路共通部分のうち河川部分)	116
		河川関係出張所	402
	河川事務所等		3,228
	ダム関係事務所等		1,322
	合 計		6,635

直轄、補助をそれぞれ約1/2と仮定

直轄315人

補助314人

6,006人

計6,321人

(注1)平成19年7月1日時点の現在員数により算出。

(注2)※部分は地方整備局河川部及び道路部の現在員数の比率により按分。

北海道開発局	建設部	河川計画課、河川工事課、河川管理課	40
	開発建設部	管理課、治水課等関係課	343
		河川事務所	315
		ダム管理所等	237
	合 計		935

(注1)平成19年7月1日時点の現在員数により算出。

$$6,321人 + 935人 = 7,256人 \approx 7,300人$$